

横須賀市私立幼稚園等障害児等教育費補助金交付要綱

（総則）

第1条 私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）における心身に障害を有する幼児及び特別な支援を必要とする幼児（以下「障害児等」という。）に対する教育費の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により市内に設置された私立の幼稚園をいう。
- （2）幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、学校法人が市内に設置したものをいう。
- （3）幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園又は認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受けた連携施設のうち、学校法人が市内に設置するものをいう。

（補助対象施設）

第3条 補助対象となる施設は、障害児等を受け入れている私立幼稚園等とする。

（補助対象児）

第4条 補助対象となる障害児等（以下「補助対象児」という。）は、補助金の交付申請を行う年度の5月1日現在、本市に居住し、かつ、私立幼稚園等に在園している児童、幼保連携型認定こども園に在籍している児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）及び法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを除く。）又は幼稚園型認定こども園に在籍している児童（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを除く。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育

経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱（平成11年5月21日文部大臣裁定）第2条第2項に規定された事業による補助を受けている障害児及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱（平成27年4月1日制定）別表第1項の表に掲げる障害児等受入加算の対象となる児童は補助対象としない。

- （1）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の対象となる障害児又は障害児福祉手当の受給資格者（所得制限のために当該扶養手当の支給が停止されている障害児を含む。）
 - （2）重度障害者等福祉手当条例（昭和44年横須賀市条例第9号）に規定する重度障害者等福祉手当の支給を受けているもの
 - （3）私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱（昭和54年4月1日神奈川県制定）の規定により、当該年度に私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付決定の対象となったもの（前2号に掲げるものを除く。）
 - （4）前各号に掲げるもののほか、横須賀市療育相談センターが作成する療育プログラムの対象となったもの
- （補助対象経費等）

第5条 補助対象となる経費は、前条各号に掲げる補助対象児の区分に応じ、それぞれ次の表の中欄に掲げるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象児	補助対象経費	補助金額
第4条第1号から第3号までに掲げる者	私立幼稚園等における障害児教育に要する経費	補助対象児1人につき年額 392,000円
第4条第4号に掲げる者	私立幼稚園等における補助対象児にかかる人件費	補助対象児1人につき月額 65,300円

注 第4条第4号に掲げる者にかかる人件費は、教育・保育を担当する幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を加配（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数に加えて配置することをいう。）するための経費とし、補助対象児2人に対し常勤換算方法（常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計を施設等の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数で除することにより、当該

施設等の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)で
1人以上とする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、補助金の交付
申請を行う年度の5月1日現在の在園する障害児等の数を明らかにした書類
とする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

2 改正後の私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱の規定は、平成2年4月
1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 平成28年 4 月 1 日に私立幼稚園から移行した幼保連携型認定子ども園が、法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもである本市に居住している障害児を平成27年度から継続して受け入れていて、かつ、当該児童の受入れが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱（平成27年 4 月 1 日制定）別表第 1 項の表に掲げる障害児等受入加算の対象とならない場合は、改正後の私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱の規定にかかわらず、平成28年度に限り、障害児 1 人につき年額 784,000円を当該幼保連携型認定子ども園に交付するものとする。この場合において、改正後の私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱第 4 条第 3 号中「当該年度」とあるのは「平成27年度」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。